

*

天皇も人であるという。もしも天皇がじつに1個の人間以上のものであるはずがないとしたなら、天皇の殺害がたんなる殺人事件をこえた衝撃をもつということもありえないだろう。去年、天皇の爆殺を狙ったアナキストらは、このことを信じていることができていたのだろうか？ 天皇が、「天皇制複合」とかよばれうるある強力な磁気圏の特異な中心の名称にほかならないのだとすると、その中心に個々在る身体を抹消しようとした彼らの試みもまた、その中心の特異性をきわだたせてしまう点で、こと彼らの志と反し、天皇(制)を襲撃する無敵の人々の試みと区別がつかなくなるおそれがある。彼らの行為がこの吸着を離脱するものであるか否かは、彼らによる天皇爆殺という1個の事実には不可避に付随してきてしまうはずの象徴論的な効果とを、彼らがどのように十分に予測しつつ、それを冷静に彼らの戦略のなかに織りこんだかどうかに依存しよう。

東アジア反日武装戦線(「狼」グループ)は、那須御用邸へ向かう途中の御用列車を天皇もろとも、昭和49(1974)年8月14日、荒川の鉄橋において爆破する計画、彼らのいわゆる「虹作戦」を決行すべく、その準備をすすめていた。しかし決行の直前になって準備の手ぬかりが明らかとなり、予定通りに橋脚を破壊する計画は実行不可能であることが判明する。そのため急遽、目標は三菱重工業本社に変更された。1階玄関脇に置かれたパール罐2個の時限爆弾が爆裂したのは8月30日の0時45分、折から通行中の人々の死傷8名、重傷者数百名に及んだことは、われわれの記憶にのみなまなましく刻まれている。

三菱重工爆破を計画・実行した「狼」グループは、のちに合流した「寸せり」、
「大地の牙」グループとともに、翌昭和50(1975)年5月には、全夏検挙された。
「狼」グループの主謀者は、大道寺君臣・片岡利明の両氏であるが、ともに昭和54(1979)年11月、一審の東京地裁で死刑の判決を受け、現在二審の高裁で係争中である。片岡利明氏は、一審の判決に先立つ「最終意見陳述」のなかで、つ

ぎのようになっている。(「最終意見陳述」の全文は、既版タイポ印刷40頁におよぶパンフレット「未知の友へ」(1980年夏)として復布されているが、非常に長いものなので、さしこの「一〇. 結論」の部分だけを掲げておく。)

《 わたしは、東アジア反日武装戦線の反日ゲリラ兵士として、五年にわたって、反日武装闘争をたたかってきた。わたしの目的は、検察官がいうような「暴力革命」ではなく、帝国主義を倒して、人民を抑圧と搾取のくびきから解放することであった。暴力革命は、そのための、やむをえない手段のひとつにすぎない。プロレタリア人民の血と汗を全身に吸いこんで今日の支配階級となったブルジョア階級が、もし仮に、平和的にその権力を解体し、その社会的富の独占所有権を放棄するならば、わたしたちは一滴の血も流すことなく、人民の自由と解放を実現することができる。

しかしそれはタワ言にすぎない。武力で打倒する以外に、ブルジョア階級の権力を解体することは不可能である。人類の歴史上、ブルジョア階級よりも暴力的で残虐な階級は存在しないからである。ブルジョア国家の検察官が、わたしたちの暴力性を非難するなど、おかしな言いはだしい。粗手をまらぐえとはいけぬ。二五〇〇万人の殺りく首、天皇ヒロシトの暴力性を、きびしく非難するに値するのである。

わたしたちは企業爆破闘争において、労働者を守りきれず、死傷させて、政治的に大きな誤りをおかしたが、このあやまちも、個人的・利己的な原因によるものではなかった。帝国主義とのたたかひの路線に関する思想的未成熟を根とする誤りであった。しかも、意図して労働者を死傷させたものでは、まったくなかった。

だからわたしは、人民に対してわたしたちの誤りをつぐなう、政治的・道義的な責任は認めるが、ブルジョア国家権力の刑罰をうけなければならぬ責任は認めない。わたしたちは、絶対に無罪であり、検察官の求刑は不当である。とくに、わたしと大道寺君に対する死刑求刑は、人民の自由と解放のためにたたかっただけで捕虜になった直を、ブルジョア階級国家の維持のために肉体的に抹殺し、人民への見せしめに行おうというも

に対する質問 (1981年10月10日)

本日の報告は、興味ぶかくうかがいました。疑問の点が多々ありますが、おもな2点に限っておたずねします。

第1の質問は、次のようです。

報告によりますと、ここにいう「構造-機能理論」はみずからの identity を、もはやその説明形式のなかにしかみとめなくな。たもののように考えられますが、どう理解してかまわないのでしょうか?

質問の趣旨は以上ですが、もう少し敷衍しましょう。

この報告は、構造-機能理論に対して、新しいひとつの解釈を与えようとしています。この解釈は、これまで構造-機能理論とみなされてきたものからすると、いちぢるしい拡張にあたります。そしてこの拡張解釈は、従来の構造-機能理論の内在的な発展を映すものであるというより、むしろ、科学一般のもっと説明形式を集合論的に整理するなかから着想された、という性格のものかもしれません。こうして構造-機能理論は、生命以後のシステム、あるいはさらに広く物理システムをも説明するほどに一般的な、あるタイプの説明枠組の名称とされました。

もとより、ある議論をどのように再定義・再解釈しようか、またそれにどのような名称を与えようか、まったく自由です。しかしこれに対して、これまで構造-機能理論に関係した仕事をしてきた論者が、"この報告にいう「構造-機能理論」なるものは、もともとの構造-機能理論とは似ても似つかない"と主張するとしても、同様に自由でありましょう。しかもその主張は、もっともであるといえます。なぜなら、これ

のであり、きわめて残虐で反動的な報復行為である。換言すれば、わたしたちが糾弾してやまない日帝の戦争犯罪のうわめりを、いま自らやるうとしているのである。

まで構造-機能理論は、たとえばAGIL図式のような、なにか特定の具体的な内容を与えた機能的な説明のためのモデルを提出すること、その仕事にしてみました。それに対してこの報告では、どうした具体的な作業残りの、ただの説明形式として、構造-機能理論というものが考えられているからです。(あるいはそのような機能的な説明モデルとして、自己組織系があるということかもしれません。しかしこれは「生命以後のシステム」一般の論理だというわけですから、更に特定を加えない限り、社会学の理論が固自に用いる説明のモデル、というわけにはいかないでしょう。特定のモデルを設定することをやめて、再ら説明形式へと還元してしまったのですから、どうしても構造-機能理論の「拡張」になるのです。) そこで、この報告がこのような再解釈をあえて呈示しようとするなら、そこには、これまでの構造-機能理論の研究の流れをこの際切りかえ、今後は説明形式論を中心軸にしてこの理論を再編成しようとする呼びかけのいみあいもうまれると思うのですが、それとこの報告の趣旨と解してさしつかえはないのでしょうか?

つぎに、第2の質問をのべましょう。

今日の報告は、被説明項空間にたてられる順序構造がゆかに、いうところの構成構造からは区別された、独立の説明原理たりうる、と考えることから出発しているようです。しかしわたしのみるところでは、変換の直積空間上にもちこまれる順序構造が一般に(すなわち無条件には)独立の説明原理になるとは言えません。順序構造を説明に採用する試みとして有効なものもありませんか、その場合でも順序構造は、構成構造に比してほんの随伴的な位置を占めるにすぎないのが事実です。したがって、この報告の見解の多くも成立たなくなると思うのですが、そのような見方についてどうお考えですか?

以上の質問についても、少なからず満足ものをおくることがよいと思わ

日帝国家権力がわたしたちの行為をさばくことはできない。わたしたちとあなたとがたの間に、交通の法はない。自由と解放を求めた人民の歴史の流れがあるだけである。あなたがたは滅びゆく階級であり、わたし

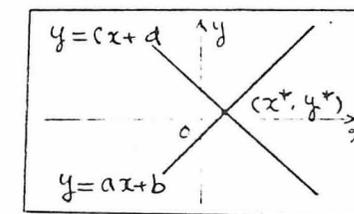
れます。

この報告は、科学の説明形式を扱う議論としてまったくの尻抜けであるわけですが、その理由は、この報告が説明の集合論的構造に専ら注目してしまっただけにありま。科学的な説明を、集合論の水準でとらえ、形式化する作業は、当然可能ですか。それで説明形式のすべてが尽くされるわけはありません。むしろ、説明の有効性、説明の効力は、集合論よりも上位の水準、すなわち、集合上にどのような数学的構造——代数構造、順序構造、位相構造の3つか。その代表的なものを——を決定するかという水準で、はじめて語りうるはず。こうして、科学の説明形式論は「被説明項空間」に対するこの「説明項空間」に関する議論、説明形式を決定するのに効果的に用いられる数学的構造はなにかという議論として、はじめて展開可能なわけですが、本日の報告は、こうした観点をとんと欠いておられます。その結果、当然違蓋すべき重要な論点に、この報告は到達してないのでありまして、その論点を知らぬゆえに、真面目ともみえる見解や、楽観的な予想が、各所に散りばめられるということになっていきます。

このように、説明形式論に必須の説明項の議論、説明の(数学的)手続き論を欠落させてしまっている点は、この報告にとって致命的であります。なむなら、順序構造がいかほどの説明的な有効性を発揮するかが判明するのは、この議論をとおしてだからです。以上の欠落をまず指摘したうえで、これではどうした説明項・説明手続きに関する議論をじっさい展開してみよう、ということをしてみましょう。その結果、この報告の基調(構造-機能理論は、構成構造×順序構造による説明形式として、再解釈・再構成が可能とする見解)は大いに変更を余儀なくされるはず。す。

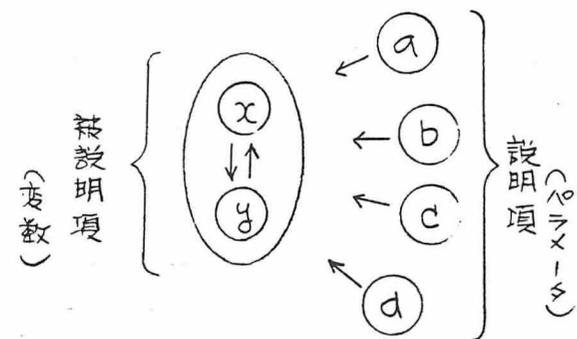
説明項、ならびに説明の有効性という概念を、まず理解すべきです。簡単に言えば、説明とは、被説明項を説明項と説明手続きとに帰着させる作業のことです。この作業が「有意味」に行なわれるための条件が満たされて

いることが、説明の有効性を保証します。例に即して考えましょう。報告がとりあげている問題状況は、システムの均衡状態の説明です。こうした説明のスタイルは、連立方程式としてなじみ深いものです。もっとも簡単



なケースを、たとえば右のような2本の1次方程式によって表わすことができます。この例では、その解(均衡解)は、方程式を構成するパラメータ a, b, c, d に関して定まります。 a, b, c, d はこのシステムにおいて、それ自体説明さ

れることのない説明項であり、被説明項たる x, y の値を説明します。二のようなシステムを採用するということには、どのような仕組みがあるでしょうか? およそこの世界には、無数の要因が存在し、そのいずれもが他とまわめて錯綜した関係にあります。そのような要因のなかから、いま x, y の出たつとくに注目して、それが説明されるにたる価値をもつ変項であるとみなしたことを、そして、それを説明するのに、さしあたり a, b, c, d の4つの変数としてあらわされる要因を考えておけば十分ではないか、と仮想的に考えてみる——これがこのシステムの採用のいみするところ。しかし、このよ



うな選択に加えて、説明手続きをも特定するのでなければ、説明といえないのはむろのことです。説明手続きは、各要因のあいだにどのような(数学的)関係の存在を想定するか(どの

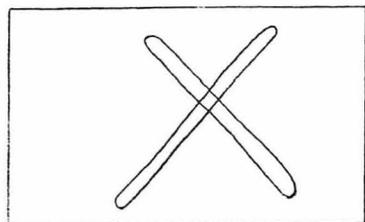
ような数学的モデルを設定するか)に依存して、確定するはず。この説明手続きが(理論上)存在しないなら、説明ということもありません。そして、ある理論が説明として有効であるとは、この説明手続きが十分に

たちは人類の未来を切開く階級である。だから、きっと人類の歴史は、わたしたちの無罪を支持するにちがいない。わたしは、人類の未来に対する

確信を新たにして、これからもたまたまを続けようと思ってる。
一九七九年一月一日～二日陳述

「簡潔」であることです。(なお、説明の有効性とは、説明の妥当性——説明によってみだされる被説明項の値(理論値ないし予想値)が、経験的にあつめられたデータ(理論の外邦基準)と一致すること——とは、全く別の概念ですから、気をつけて下さい。)

ところで、以上のような説明の状況を、集合論の図形表示(ベン図)では表示できないことに注意すべきでしょう。なぜならそれは、集合として抽象しえた限りでの内容を(模式的に)表示し、それ以上の内容を抽象するものだからです。ですから、説明形式が、「被説明項の直積空間上にいくつかの部分集合を指定し、これらの共通部分によって解をうる」といえることはまちがひないにしても、それがすべてであるわけではありません。被説明項空間のなかからみて、その部分集合が指定されるには、そのための説明項(パラメータ)が指定されていることとちょうど裏腹の過程であるはずなのです。



たとえば、方程式 $y = ax + b$ は、たしかに変数 x, y の直積空間の部分集合を指定するものであり、その限りで制約式(均衡条件)とよばれます。積成構造(のひとつひとつ)は、こうして、被説明項空間のなかにある部分集合(この例では $\{(x, y) | y = ax + b\}$)を指定しますが、それは、適当なパラメータ(この例では a, b)との関連で、完全に特定されます。このようなことが可能であるのは、 $y = ax + b$ という代数学的なアルゴリズムが定まっているからです。 x, y (そして a, b, c, d) がいずれも実数型の変項であり、可換体としての数学的構造をとなえている、という条件がこのアルゴリズムの前提です。こうした代数学的な演算可能性があってはじめて、説明項(a, b, c, d)をそれとしてとりだすことも、それらから均衡値を算定するという十分に簡明な説明手続きも、実行できているわけです。(これに比して、被説明項がたとえば定性的でしかないなど、好都合

な数学的構造をもたないとするなら、説明的な威力を十分に發揮できるようなモデルを設定できるとは限りません。)

理論の効用とはつまるところ、情報の縮減にあります。理論構成の要諦とは、それを可能とするような適切なパラメータ(説明項空間)と説明手続き(演算)とを発見することでしょう。この目的で、制約条件(均衡条件)を特定するアルゴリズムを指定することこそ、実はモデルの設定という作業なのです。第1の質問にあったように、モデルの設定という作業から無関係なところで、構造-機能理論の identity を確立しようとするとき、構造-機能理論は、自らの説明的な有効性を論証できない結果になると思われまふ。

さて、本題は、モデルの含む順序構造が、どのような場合にこれだけの説明的な有効性を發揮するか、ということなのです。

ふつう、説明の原理として、順序構造/積成構造などというふうに考えることかたないのは、順序構造が、積成構造(というか、変項間に設定されているアルゴリズムの特定のパターン——式——)に匹敵するほどの、有効な説明手順を与えるものではないからです。たしかに、報告のいうように、順序構造が科学的説明に不可欠の役割を果たす場合もあります、しかしそれは、一般に可能であるわけではなく、厳密な条件を付された上で、きわめて限定された役割を果たすにすぎません。

順序構造が説明的に有効なものであるためには、いくつか必要な条件があります。通常理解によるなら、第1に、被説明項空間にもちこまれる順序構造がただひとつなること(順序の唯一性)をあげるべきでしょう。いかなる自然科学においても、また(経済学など教理的な定式化めすすんだ)社会科学においても、2つ以上の順序構造を説明のためモデルのなかにもちこもうとする試みは、double optimality の禁を犯すものとして、はじめから殆どまともな検討の対象ともされませんでした。(諸科学における実践例からの経験的な帰納を重んじたはずの報告は、この事実によく

眼を向けておくべきでした。) のこされた祖¹は、²ハった人等³の順序構造を仮設したのち、それらからさらに⁴上本⁵順序を導出するという試みでしょうが、この試みが破綻すること、⁶あぐあとの志田報告によ、⁷てあでに明らかであります。このように、⁸複数の順序構造に基礎を置く説明的な手続きというものは、⁹之も之も(論理的に)存在の余地がありません。(従って、¹⁰之の経験的な含意を問うたり、¹¹経験的な妥当性を論じたりすること、¹²之も之ものはじめからいみじくないのです。)

ここで急のため確認しておけば、この事情のためすでにして、今日の報告が想定しているような順序構造/構造構造の対称性は破れているのです。すなわち、一方の構造構造(の要素)のほうは、¹³いくつかあってもそれらを合成する手続きが有意味に確定しています。こうしたいくつかの制約を同時にみたすという条件を、¹⁴集合の共通部分をとるという操作によってあらわすことができます。しかも、この操作はいつでも実行可能なほど、¹⁵強力なものです。それに対してもう一方の順序構造には、¹⁶そのような合成可能性が存在しません。それは、¹⁷一般に不可能であることが論証されております。これから明らかに、¹⁸任意の説明的なモデルにおいて、¹⁹構造構造(の要素)の数はいくつでもよいが、²⁰順序構造(の要素)の数はただか1つでなければならぬという、²¹順序構造の唯一性がみちびかれます。

(なお、²²許容域²³という考え文²⁴について、²⁵ついでにふれておきましょう。この概念は、²⁶部分集合であり且つ機能条件と関係する点で、²⁷構造構造と順序構造との中間に位置します。このため議論が少々二みり²⁸てくるのですが、²⁹結局のところこの概念によ、³⁰ても、³¹複数の機能条件(順序構造)を樹てるタイプの構造-機能理論を、³²説明的な無効性からすくい出すことはできないことが、³³すでに論証されています。(たとえば、³⁴橋本大三郎「構造-機能理論研究における若干の進展」(1986)など。)

第2にあげてよい必要条件とは、³⁵順序による説明の一義性でしょう。

説明手続きのなかに順序構造が採用されるくらいですから、³⁶その順序構造

造採³⁷には、(構造構造のみによる)説明はまだ確定でないに違³⁸ひありません。その順序構造がつけ加わることによ、³⁹て、⁴⁰説明が有効なものとなるのであるはずですが、⁴¹ここで、⁴²この順序構造は、⁴³構造構造の与える(被説明項空間の)任意の制約域ないし可能域に対して、⁴⁴一義的(unique)に被説明項を対応させる性能をもつことが要請されます。(報告は、⁴⁵単元集合の場合だけでなく、⁴⁶複数の元をもつ集合をわりあてる手続きも、⁴⁷(広義に)説明の名称を呼んでいいるのです。この拡張はここでの議論に本質的でない——つまり、⁴⁸説明を広義に考えてもだいた⁴⁹い同様の結論があらはまる——ので、⁵⁰便宜上、⁵¹最終的に単元集合を割当てる手続きを説明とよんでおきます。)

説明の一義性を保証するには、⁵²順序構造が線型順序(linear order)であれば、⁵³まったく申し分ありません。被説明項空間の全体に対して線型順序が定義されているならば、⁵⁴その線型順序は任意の部分集合に対して一義的に「最適元」をあらはめることができます。

順序構造が線型順序でなくとも、⁵⁵説明の一義性が確保される場合があります。その一例が、⁵⁶効用理論の修正版(すなわち、⁵⁷顕示選好の議論)なのですが、⁵⁸この場合には、⁵⁹順序構造は弱順序であり、⁶⁰それにさらにいくつかの付加的な条件がつけ加わっています。(これらの条件とは、⁶¹顕示選好の強い公理など、⁶²いくつかの条件ですが、⁶³これらは要するに、⁶⁴取空間=被説明項空間における選好の凸性(convexity)を導出しようとするものです。)これ以外にも、⁶⁵何か適当な1個の順序構造に対して然るべき付加的な条件を課し、⁶⁶説明の一義性を確保できるケースがあるかも知れません。

順序構造による説明を有効なものにするための必要条件は、⁶⁷これ以外にもありましょう。が、⁶⁸議論を本筋に戻すとします。

いまかりに、⁶⁹被説明項空間に、⁷⁰説明の手続きに加わるべき、⁷¹唯一つの線型順序が(モデルとして)存在するとします。それでもなお、⁷²この順序構造が説明的に有効な手続きを与えるものであるとは、⁷³言えません——こと

ることのわかっていたような、⁷⁴そんな気がしたようにかんじられたのは、⁷⁵思ってみれば不思議なことにはがいない。片岡利明氏は、⁷⁶中学1年以來私を遊ば

てすごした同窓生であるのだ。おもいかえしてみよう。わたしのような小粒の生徒にすれば彼はさながら巨人のように見え、⁷⁷クラスの誰よりひとまわ大柄な

は、この順序構造の設定のされ方いかんにかかっています。もしこの(線型)順序構造が、各被説明項の変換にありうるべき順序構造によつて無関係に、変換の直積集合の上にもたらされるのだとすれば、どのように之に順序構造を特定しようと、その結果説明的に有効な手続きがえられることはないと思われています。そういうケースで、説明的に有効な順序構造を与える手続きが存在しないことを、これから論証してみましよう。

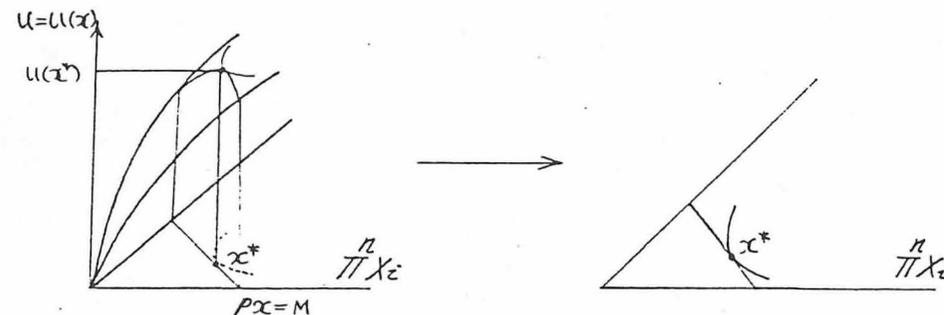
まず、補助線を与えるのみで、説明的に有効な理論のなかに、通常どのように順序構造がもちこまれたものであるのかから、みてみることにします。

エントロピーであるとか、エネルギーであるとか、自然科学において(一応)自如に現象の説明に参画している順序構造(をもちた変数)は、いずれもその値を算定するためのアルゴリズムが明確に特定されているものである点を、わすれてはなりません。これらの変数と、他の(観察可能な)諸変数とのあいだには、明示的な(計算手続きの指定された)対応があるのがふつうです。(この事情は、去る8月10日のGS研究会の折、志田基与郎氏の発言が明らかにした通りです。)

これに対し、同じく成功した理論の例としてしられる、近代経済学の消費者の理論における効用関数(utility function)は、やや微妙な位置にあります。当初からこの効用関数は、個々の消費者にちなわいた実数値関数として設定されましたが、その方法論上の根拠について繰返し疑念が表明されてきました。エントロピーなどと同じく一種の目標関数でありながら、効用関数の場合には、他の諸変項(財空間)からする対応が、理論のなかで特定されていないのです。そこで、効用理論の修整は、理論の説明力を維持したまま、この効用という変数を抹消する方向で行なわれました。効用関数のうち、理論の説明力に寄与していたのは、その順序構造(と関数の形状)ですから、之を保持するようによればよいのです。修整の手順は、効用関数の逆写像をとることがまず第一です。(効用という変項の変域とい自体は、線型順序をもっていますが、その逆写像は、のこる諸変

体を教室の最後列の座席に窮屈そうに折りかがめていた。(もっとも、彼の大柄なのは早熟のためだったらしく、卒業のころは且立って大きいというほう

項の直積空間に弱順序をわりあてます。) ついで関数の形状(凸性)を保證するための付加的条件が、顕示選好論の発展のながでつきとめられ、修整が完成しました。



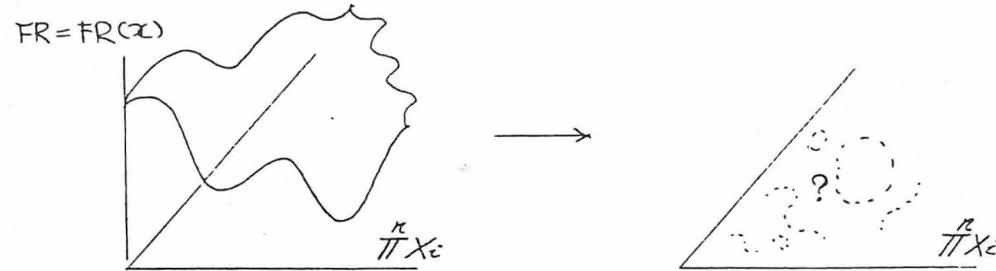
構造-機能理論の説明形式について、とろとろ考えてみましょう。

まず気がかりなのは、(構造-)機能理論と効用理論(ないし、顕示選好理論の示すような消費者行動の理論)との、いちぢるしい同型性です。(機能理論はしばしば複数の機能要件をたてたりしますが、理論が説明として自如であるための必要条件として、順序構造の唯一性をすでにあげておきましたから、以下では単機能要件論を仮定します。) たとえば、機能要件が被説明項空間(社会状態空間)に与える機能評価など、機能評価関数(が実数型の値域をもつとして、之)の値を算定するアルゴリズムが定まっているところまで、とっくり似通っています。ですから、機能要件も、被説明項空間のうえにもたらされるひとつの順序構造と考えておくのがよいのです。

でも、類比はここを終わります——(序数的)効用理論の場合には、効用関数の逆像によつて直積集合上にわりつけられた順序は、弱順序でした。そして、説明の一義性を確保するため、一連の付加的な条件がつけ加えられました。しかるに、機能理論の場合には、機能評価関数(があつたとして、之)の逆像が与える弱順序が、いったいどのような付加的条件によつて説明の一義性を確保することになるのか、まったく明らかではありません。たんに明らかでないというより、およそそれ以上の付加的な条件を確

でもなかった。) として口数の少ない、外見に似合わすじに温和ではにかみがちな人柄が、くつきりと印象にとどまっている。高校に進んでからクリスマス

戻すべきな人の見通しも互い、と言った方が正確なのです。如用理論の場合の付加的な条件は、各変項が一般に実数型の変項であるという特性和利し、直積集合の各要素のあいだに $p_1 x_1 \geq p_2 x_2 \iff x_1 R x_2$ などの2項関係を設定したりしながら、まとめあげられました。こうしてえられる条件が、被説明項の変項の数学的構造を最大限利用して求められているのは印象的です。これに対し、各変項が一般には定性的な変項であるような機能理論の場合、こうした芸当はとうていのがめません。



そこで、この可能性は、はじめから直積集合上に、説明の一義性の保証されている順序構造、すなわち、線型順序を、設定してやることです。機能論的なモデルとして、説明手続きに先立ってこうした順序を設定することは、とくに禁止されてはいないはずですが、しかも、こうした線型順序が本来確定していれば、任意の制約域ないし可能域が指定されたとしても、そのほかからただひとつの被説明項をえらびだすことができるでしょう。

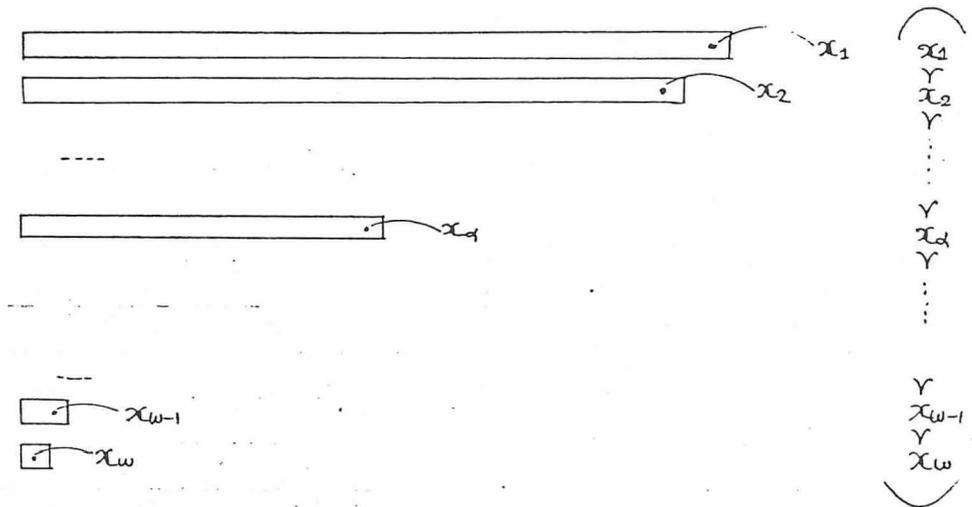
集合論的に抽象してみる限り、このケースでは、説明形式は完全です。しかし、説明の有効性という観点を加味してみると、事態は別様にみえてきます。

そもそも、ある集合（被説明項空間）に線型順序を導入するとは、どのようなことをいふのでしょうか？（何かわけのわからないある集合に、線型の順序づけを導入することができるかどうかは、本当はとも問題です。濃度（要素の数）が高すぎて、どんな順序づけは絶対に存在できないかもしれないのです。存在しない順序づけは、導入のしようもありません。

マンとして熱心に活動していたのもぎいていいる。

片岡氏選擧のニュースを耳にして、まずしりたいと考えたことは、ふたつあ

そういう議論にたかづらわうと面倒なので、われわれは、選択公理そのほか必要な仮定は何でものこらず前提に採用して、そうした線型の順序づけの可能性が保証されている、としましょう。）線型順序が（説明手続きに先立って）あらかじめ知られているとは、集合の各要素に対してつぎのような対応が成立していること、をいふはずですが、まず、一切の制約が存在しないとき、すなわち、全空間が可能域であるときには、もっとも望ましいある事態が実現されるはずですが、このとき選択されている被説明項（ x_1 と書きます）が、線型順序の最上位を占めます。つぎに、 x_1 についでのがましい選択肢があるとするならば、これはどのようなときに選択されるのでしょうか？可能域が、全空間 $\sim \{x_1\}$ であるとき、これは選択されなければなりません。これを x_2 とします。以下この手順がくりかえされ、……、可能域が $\{x_w\}$ であるときに限って選択される被説明項 x_w が、この線型順序によるもっとも望ましくない被説明項となります。（説明は便宜のため、集合論的にメチャメチャの論理を使っていますが、Illustrationのためですのでこらえて下さい。）このような対応を、下のように示しましょう：



集合から要素へのこの確定した対応関係は、まさに1変数（1財）の場合の序数的効用関数に匹敵するものです。線型順序が説明の用具として既に

った——まず第1に、卒業後彼はどのような紆余曲折を経て、爆弾戦争組織の一員となっていったのか、ということ。そして第2には、キリスト教の愛の思

であるとは、このような対応が既知であることにはなりません。この対応は、もっとも一般的な場合の序数的機能評価関数、とよびがオモのです。この対応（関数）が既知である場合にかぎり、種別構造と順序構造との組が説明手続きをこなせた、と言えます。（いまのバタと別のやり方により、線型順序をもちこむことも可能でしょうが、これは流儀のちがいにすぎず、本質的なところではいまのバタ手順と同様だと言えます。つまり、いまのバタモのより「手数」を節約できるやり方は、存在しないはず。）

ところで、よく考えてみると、説明手続きにも先行するこのような順序構造の指定は、説明の有効性を保証しようには、ということがみえてきます。そして実際、そうなのです。一義的な説明手続きを与え、しかも説明として有効でない——このポイントこそ重要なので、以下詳論しましょう。（多分誤解されやすいと思うので、あらかじめ注意しておけば、この順序構造が説明として有効にはたらくと言えないのは、なにを順序を定義するはずの対応を見つけてくる作業が、実際上もしくは理論上、実行不可能であるから、ではありません。ここで言いたいのとはそういうことではなく、むしろ、かりにそうした対応をみつけてくる作業が（何らかの仕方）完了したと認めた場合でも、その作業の要するコストが大きすぎて、すこしも現象を説明したことにはなりません、ということ。）

さきほどわれわれは、線型順序構造を可能域（可能域）との対応として定義しましたが、これは、じつは、集合論による順序の定義になってしまします。いま、この第 $\alpha+1$ 番目の対応を与えようとするところを考えてみましょう。この段階ではすでに、 $\alpha_1 > \alpha_2 > \dots > \alpha_\alpha$ までの線型順序づけはそれ以前の手続きによって残らず確定してはいますが、その先についてはまだ全く明らかではありません。そこで、この二要素のなかから $\alpha_{\alpha+1}$ を指定するためにどうしても必要なのは、1手順までに α_α をえらびだしたときの可能域から、当の α_α だけが除外されてしまった、そんな選択肢ばかりが

可能域として指定されているようなひとつの新しい状態です。（第 $\alpha+1$ 番目の手順に際し、先行するといまでの一連の手順についての情報が残らず知られていても、向の役にもたない点に注意！） こうして、 α_α に対応していた可能域のなかから、改めてその真部分集合を $\alpha_{\alpha+1}$ に対応するはかの可能域として指定するのになければなりません。これには（少くとも）1つの外生的なパラメータ（説明項）を要します。しかもこのパラメータは、それまでの一連の手順のなかで用いられたどのパラメータとも異なるものであるはず（——なぜなら、第 $\alpha+1$ 番目の手順はそれまでのどの手順とも向らの関連をもたないはずだから）。この結果、こうして順序づけられてゆく各要素に対して、その定義の手順の一段一段に要する互いに異なったパラメータも、ひとつづつ考えることができます。これはちょうど、1対1対応をなしてあります。

以上の推論によって、われわれはひとつの結論に達しました——
【(Th) 被説明項空間（直積集合）のすべての要素のあいだに、（各変項の変域のもついかなる数学的構造とも無関係に）線型順序を導入することができるためには、少くともその空間の濃度（要素の数）とちょうど同じ濃度のパラメータの集合を必要とする。】

線型順序をつくるためのこのような手順をのこさず進むならば、われわれは、説明的な一義性をもつ順序構造を手に入れたことになりまします。しかし、すぐ気がつくように、この線型順序は、説明的な有効性をもっているとは言えません。この重大な事実を確認してみましょう。

説明とは、要するに情報の節級ですが、被説明項空間におけるその節級の度合は、適当に与えられた $\prod_{i=1}^n x_i$ （被説明項空間をこう表示します）の中から、一義的な均衡値 x^* をともかくも指定できまうこと、として測ることができましよう。どのような可能性も考えられ、はじめそのどんな可能性を実現するとも知らなかつたのか、のちにはある状態をとるべきものとひたりと決められてしまったわけですから、これはたしかに、蓄しい情報

想と企業爆破という戦術とをどのように彼は調和させていたのかということ。さらにその後の新聞報道やさきごろ手にしたパンフレットにより確認できた

くつかの事実——「狼」グループの最大の目標は、天皇爆殺すなわち「暗作戦」におかれていたこと、そしてこの作戦プランを積極的に提唱した当人が片岡

の節約にちがひありません。しかしこれは手放しで奪えないわけだ。種々構造なり順序構造なりの説明項を組み立てるといふしんどい作業とひまかえに、この節約はやっと手に入れたものです。つまり被説明項空間の制約を強めていく過程は、同時に、説明項空間の側から言うといくつもの変数を説明項として採用していくという、ちょうど喪腹なもうひとつの過程によって釣合っています。そこで正味の説明効率は、一方での被説明項空間の絞りこみともう一方でのパラメータの追加と、この両者の比率によって示されるはずだ。さきにあげた連立方程式の例では、採用されたパラメータは a, b, c, d の4つだけであり、被説明項空間 $X \times Y (= \prod X_i)$ は均衡値 (x^*, y^*) に絞りこまれたのですから、説明は甲(分)なく有効でした。(a, b, c, d がある値をとることは、それとして説明する必要はなく、観測するか、あるいは単に仮定するだけでよいのです。) 逆に反してそのあとであげた、線型順序による説明の場合には、被説明項空間での節約を少くともちょうど打消してしまうかあるいはそれ以上の、説明項の追加が必要でした。これでは説明の有効性は、まったくゼロだと言わなければなりません。機能論的説明を志向する論言がまず肝に銘ずべきは、この事実です。

説明の有効性/無効性に関する以上の事実を肝に銘じたのち、更に考えてみてもよいのは、次のことでしょう。以上の結果は、変域の数学的な構造と無関係に、その直積集合のうえに(線型)順序をもちこもうとしたために生じてきました。そこで、(線型)順序を説明項としたまま、説明の有効性を回復する途がないかどうか、あるとすればそれはどのような追加的な条件のもとでなのか、を探ってみることにします。そしてこの回答とは、変域の数学的構造を用いた数学的なモデルを説明のために組みあける、という場合にしか説明の有効性は回復されない、ということだ。(もしもとか、さきの第1の質問に yes と答えたとするは、彼の構想した構造-機能理論は宙吊りとなり、その identity もどこかに吹とんでいってしまっ

であったこと(『未知の反人』p.32)——からわたしには、どうもおおきなもうひとつの疑問がうまれた、すなわち、これまで日本の新旧左翼勢力が正面から攻

ましよう。機能理論の場合といえども、(説明の有効性を満足させるような)特定の具体的モデルを掲げることが理論の主題であると、すでに説明形式の本質を論証してしまったのですから。こうしてひとは、説明的なモデルの構成へとさし向けられていることが理解されます。)

(ここでひとつの註記を試みましょう。それは、効用理論についてです。ひとは問うかもしれませんが——効用理論にしても、変項の直積集合のうえに改めて順序順序をもちこむものである点で、さきにあげた例と同様であり、従って、以上の論議を同様に浴びて然るべきではないか、それなのに、一方は成功した理論の代表にかたえられ、もう一方の構造-機能理論はそれにひまかえ説明の無効の烙印を押さねるとは、どういふわけであるのか?! これは一面もともな問ひですか。事態の核心を衝くものではないのです。構造-機能理論と効用理論(ないし顕示選好理論)とのあいだには、いちぢるしいちぢいがあります。まず第1に、効用理論が直積集合のうえに導入する順序構造は、各変域の順序構造と無関係ではありません。(NE の方向は無条件により望ましく、また SW の方向は無条件に悪いとされます。) 第2に、順序の定義にも、変域の数学的な構造(可換性としての四則演算機能)が用いられます。($x_1 R x_2 \iff p_1 x_1 \geq p_1 x_2$) 第3に、効用理論の想定する消費者のモデルは、その単独で対象を説明しようとするものであるというより、むしろ市場という上位の理論モデルのなかにおかれることでその説明的な性能を発揮するものです。(選好を表現する順序構造に課せられる一連の条件は、市場における均衡価格の存在やその一意性、さらには、外因の変化にもとづく比較静学的な諸結論を導出するための、演繹的な操作の出発点といういみあいを帯びています。) こうして、効用理論の想定する主体モデルとは、全くの機械的なモデルと解釈できるほどの、形式的・自動的なシステムなのです。)

このように理解してくるならば、今日の報告がなぜ失敗をあたったのかをよく理解することができるでしょう。集合論は、どうかんば、こみこみ、

撃の的とするのを避けてきた(現天皇(制)に對して、あえて直接対決を能むというプランを、彼のどのような思想がいつに必然としたのであるのか? こと

具匠的なモデルを解定する力がありません。それゆえに、説明形式の有効性/無効性を、集合論によって表現することもまた不可能だったのであります。これは、この報告のあと行なわれる志田報告と対比すると、よくわかります。志田報告は、同じく集合論的な表現と構造-機能理論に与えませんが、議論の決勝点をさらにとって先にたて、機能(=順序)の合成(=演算可能性)の不在という形で、構造-機能理論の説明形式を批判しました。構造-機能理論は、たしかに集合論的に表示しておけば十分なのですが、それは従来の versions の構造-機能分析が、それ以上に説明の原理を特定してこなかったという理論的たち運川を忠実に投影してみただけのことです。構造-機能理論の説明形式の不全を批判的に検討しようとする限り、これで十分です。それに対して志田報告は、不用意にも、説明理論としての科学一般の可能性を、これと同一の formulation によって語るうとはかりました。それが、構造-機能理論と呼ぶかどうかと何とよぶかどうかと、問題の適切な形式化と表現の問題は、これまでの定式化ですべてにすみずみまで明らかとなったと思います。

それでは、今日の報告は、飛脚のなかに楽観的な見通しのかわりに何を語るべきでしょうか？ 理論の説明形式ということに着目した場合に、紙幅に形式論の範囲で帰結的に主張できることとは、次のことではないか——【(Th.)順序構造を見えた説明体系で、説明的に有意義(すなわち一義的かつ有効)たりうるのは、制限条件つき最大最小値問題で well-defined な序数的目標問題がひとつあるケース(と同型なケース)に限られる。】この結論は、これまでの行論全体の帰結ですが、順序構造による説明とこれとも広義に一般均衡理論 (General Equilibrium Theory) とみなしうる場合にほかならないことを主張しています。こうして、任意の説明体系は「構造-機能理論」として表現すべきものである。と考へなければならぬ理由もなくなりました。

第2の種問の趣旨は、以上のようです。

によると彼をつき動かしたものは、きわめて重大な思想である可能性も反いとは言えない。

テロリストが一律に心優しい人々であるように、片岡氏も心優しい男であった。彼はいつも老えぶかけに見えたが、それが《子役のときに母をなくし》《新しい母との感情的祖劇》に苦しんでいたためだとまでは、当時のわたしは知りえない。二浪ののち法政大史学科に入学。《"善良な一般学生"のひとり》であった彼は、党派自治会の手によるバリケード封鎖に、学問をする権利を奪われると憤慨するが、「自己否定」というスローガンの呼びかけを《ほとんど一瞬のうちだ……理解》して、全英闘シンパへと回心をとげていく。

片岡氏のその後、ひとことで「倫理的」と評すべきであるような軌跡を描いていく。あるいは、圧倒的な罪責感を表現する言葉をどうにかみつけたであろうとする過程だったと言ってもよい。(その罪責感は、100%言葉へおきかえられるまでに、外部へさしむけられた——爆弾として。)《街頭に出て、労働者・学生の変革への息吹きをからだじゅうに吸いこんだわたしは、この街頭闘争が持続的に発展するならばそう遠くない将来に革命がおこりえると信じた。》革命の理想は、新たな福音として彼をとらえる。《少年時代、イエス・キリストの静かで壮烈な反逆の生涯を見て、わたしもこの人のように、「人々のくらしみを自分の十字架として背負って生きよう」と決心し……牧師になることを思いついた。》いながらも、教会の現実に失望し《目障をうしな》って《墮落し》ていった。彼が、革命をめざす運動のなかにふたたび自らの使命を見出す。市民社会の現状は悪しきもの、否定すべきものであり、彼自らの存在もとも、倫理的な裁断に付されなければならない。そのような世界から離脱することが、運動を純化・聖別し、彼の手による倫理的な裁断を正当化する。

《この時期のわたしの行動原理は「逃げ道を断つ」ということであつた。

……日帝本国市民として特権的な地位をもつわたしは多くの「逃げ道」を持っていった。……そういう逃げ道をつねに残してたたかっているかぎり、わたしたちは中途半端なところでつねに妥協してしまふ。敵を倒すことは永遠に不可能である。わたしたちは自分に残されたさういふ退路をひとつひとつ断ち切っていくことによって、意識的に自分を敵との非妥協的互関係のなかに追いつめることが必要だと考へた。わたしたちが合法的な実力闘争ではなく、非合法の武装闘争を選択した根本的な理由は

そこにあったと思う。(と同時にそれは、日帝本国人たる自己の位置の
犯罪性の深い自覚をともなっていたのである。)》(『未知の反八』pp.6
~7.)

このように罪責を照らしだす光源は、日本内外の被抑圧人民の存在であり、彼ら
らに対する過去の犯罪行為であった。

片岡が関与した最初の行動は、東条英機ら七戦犯慰霊碑の爆破(1971年10
月)であり、ついで、総持寺納骨堂(朝鮮統治時代の日本人の遺骨を納む)の
爆破(1972年4月)、北大風雪群像の爆破、と続く。この時期、使用されたのは、
破壊力の乏しい手製の爆弾であった。《武装闘争といっても、なかばそれは訓
練と実験さかぬとなえたものにならざるをえなかったし、たまたかの目標もま
だなくせんとしており、人間を殺傷するような作戦は、まったく考えられな
かった。》(『未知の反八』p.9) これらモノコメントの破壊行為は、その象徴的破
壊効果と振盪には作戦の体裁をなさないものである。「腹々断計」などにより
爆弾の性能を向上させた「狼」カールーフは、こうした作戦の延長上に、虹作戦を
決定する。《……わたしたちは、日本帝国主義の過去の侵略犯罪の頂点にあり、
しかも、今日なお日本帝国主義の精神的・政治的支柱となっている天皇とロヒ
トの暗殺を決定した。……すくなくとも二、五〇〇万人のアジア人民が、天皇の
臣下の手によって虐殺されたのである。この明白な犯罪は、天皇がたんなる“国
家機関”として、いわゆる「国民のため」を思っておこなったものではま
ったくはない。天皇は、日本帝国の皇帝として、朝鮮ばかりが中国をもおのれの支配下
におこうという個人的野心にとらわれて、この犯罪を犯したのである。》(『未知
の反八』p.13) ゴルダス・レーニン主義の交通見解である“機関説”を逸出する
この仕方は、奇妙にうつる。この象徴的存在は生命をもち、悪しき人格的な主
体として実体視されている。この把握は多分、片岡一人のものであるうが、
権力論としてあまりにも幼稚と批難されても、致し方のない態のものだ。とい
うよりはむしろ、武装蜂起から暴力革命へむかう直接的な政治行動とはま
ったく別はなされたところを、ただ百分の予言者による国王の指弾のように、人
々の倫理感/罪責感に訴えしそれらを中絶することによってだけ有効であるよ
うな回路として、考えられ2いる。しかしこの指弾は、天皇という生きた人格
につきつけられる叱責のことばではなく、その生命を破壊する爆弾という形を

とるのだった。《わたしたちは、日本人がだれひとりとして、おのれの生命と
かけてまではやろつとしなかつた天皇の戦争責任の追及を決意した。これは、
日本人の良心を示すことであるとわたしたちは確信していた。わたしたちは、
このとき、武力闘争を開始してはじめて、人を殺すことを決意した。わたしは、
この殺人にまったく罪意識を感じなかつたし、いまも感じていない。》(『未知
の反八』p.14) 奪われる生命としては、天皇やその随行員のほか、列車を運転
する国鉄の実務員も考えられる。彼らは、《われら(=国鉄労働者)をまきこ
む可能性はきわめて高いが、闘争の性質上やむをえない犠牲であると、は
っきり結論をだし》(同p.26) ている。

ところが銃爆が技術的に不可能となったので、天皇爆作の計画は1年後
までメドがたたなくなつた。そこで用意された爆弾が、三菱重工爆破に転用さ
れる。(作戦にあわせて武器を用意するのがふつうなのだが、実戦のせっぱ詰
まった状況ではその逆に、手持ちの武器にあわせて作戦をたてるということも
おこりがちである。)「狼」カールーフによればこれは、「企業資産爆破」であり、
《労働者に意識的に刃を向け、脅迫によってかれらの立場の変更をしいる》
という効果をもつはずなのである。しかし、爆発した爆弾の威力と被害は、
計算以上に大ききものであった。《三菱爆破作戦の予想外の結果におどろ
いたわたしたちは、混乱に陥つた。わたしは、八人もの労働者の生命をうばい、数
百人の労働者を負傷させた事実の重さに非常に苦しみ、どうしたらよいかわか
らず、たまたかこれ以上つづけることはとうていできないという気持ちにな
つていた。……わたしたちのたまたかたまたかのものに突如根本的な誤りがあつた
のではないか、という不安をぬぐい去ることができず、以後しばらくはわれ
われのたまたかのありかたについで、懐疑をふかめていった。》(『未知の反八』
pp.16-17)

片岡の最終陳述の文面からみれば、公判の争点は、三菱重工爆破に際

爆発物取締罰則(明七・一・二七 大政官布告三二号)

第1条 治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身体財産ヲ害セントスルノ目的ヲ以テ爆発物
ヲ使用シタル者及ヒ人ヲシテ之ヲ使用セシメタル者ハ死刑又ハ無期若ク
ハ七年以上の懲役又ハ禁錮ニ処ス

して「狼」グループに「殺人の政意」があったか否かに絞られている。片岡氏の行為は、爆発物取締罰則第1条（最高死刑）に抵触することが明らかだが、検察側は、「殺人・殺人未遂」の成立をも期した。（一言では、「天皇暗殺計画」の連起訴もみとめられ、判決も検察側の主張がとおったもののようなのである。）片岡氏は殺人の罪名を課せられることに対して、抗議する。《検察官は論告を、わたしに殺人の故意があったと主張しているが、これは事実と反するまったくのテックあげの主張である。わたしは三菱爆破作戦のいかなる段階においても、人を殺傷する意図をもったことはないし、また殺傷の可能性も、具体的には予見していなかった。》（『未知の夜へ』p.23）より具体的に片岡氏の主張をまとめれば、①使用したセジット爆薬の威力が大きすぎるものは、実験時にはみとめられず、また予定したガソリンタンクの替りに小さなポール罐で代用したため、実際の現場の爆発がおこるとは予想できなかった、②カラスが衝撃波を大量に破壊され落下するとは、どの文献にも記載がなく予測しえなかった、③爆破の対象は三菱の建物と設備であり、心理的效果を考えて勤務時間帯に爆発させることにしたものの、労働者のまきごえを防ぐため予告の質銘をしてい、④現場の人通りは、閑散としていると予期していた。当日人通りの多いのは意外だったが、予告電話の成功を信じて心配しなかった、⑤検察が殺意の根拠としている声明文は、当初用意されていたものを破棄し三週間後に発表したものである。爆破の意外な結果に動揺しながらも《弁解をやめて責任をとることを明確にする》という基調をことさらにうちだしたものである、⑥謝書にある殺意のくだりは、取調官に巧みに誘導された結果であり、テックあげである。等ということになる。わたしは、彼の主張に大筋において偽りがあるとは思われない。「狼」グループの「殺意」を論証することが、「爆破魔」、「無差別テロ」などのレッテルを介して人民からの孤立化をはかるうとする政治宣伝の一環である、という片岡氏の主張が妥当かどうかはともかく、事件の「真相」というものがもしあれば、それが象徴的破壊行為の水準にあったことははっきりしている。

今回受けとった片岡氏のパンフレットは、わたしが応じた裁判費用のカンパに対する答礼として送られてきたものである。カンパの依頼は彼の友人の手により、同期の卒業生全員に送られてきた。=蜜、東京高裁の情状証人として、

米国に嫁いでいる彼の妹さんを出産させるための旅費を、どうにか捻出しようという友人のはからいによるものである。同封されてきた通信文から、引用しておく。

《 友人たちへ

≡ 置ほどの狭い部屋に坐って、この手紙を書いています。-----

ところで公判の方は、結審を急ぐ裁判所の硬い姿勢のため、非常に急なペースであると感じます。被告の家族など「情状」関係の証人以外は、ほとんど実質的な事実調べがなされなまま、ごく形式的な審理だけで終る公算が大きくなっていきます。-----われわれの闘争のめがけた「帝国主義の否定」と「被抑圧民族の解放」という理念の正当性は再確認しつつも、少数者のテロリズム的武力闘争という手段は真にわれわれの目標を実現できる手段ではなかった、と否定的に総括しています。その反省をふまえておれば、抑圧的社会の変革のためにこれからは闘いつづけていこうと思っています。死刑というの、いさな意味でしんどいけれど、解放の戦士としての矜持だけは頑に守りぬきたいと思っています。そうしなければ、巻きごえで死傷した多くの人たちの犠牲がまるきり無意味なものになってしまおうと思います。

-----多くの点で思想的・政治的に立場は異なるにしても、平和を愛し、人々の幸福を願う気持は、おれも諸兄も変わりはないだろうと思っています。平和を弁る闘いのなかで、おれは諸兄ともう一度出会いたいと思っています。

これではおえんぞ。（感謝をこめて記す）

1981.10.15

片岡 利明 >>

彼とわたしは、鉄格子によって隔てられ、それ以上にまた大きすぎる見解の相違によって隔てられている。だが彼のことを考へるとき、その場所がわたしの至近であると感じく瞬間も、ないではない。彼の存在は、強烈な、ただし愛性の倫理であった。彼が爆弾に託すほかなかったものを、わたしは積極的、苦痛に託すことをしているだけではないのか?!

HASHIZUME, Daisaburo : 5-9-11 Zaimokuza, Kamakura. 248 JAPAN
Phone 0467-22-1030 YOKOHAMA 51782 CN 130 ¥60.-/24 pages